住所　名古屋市中村区並木１丁目42番地
李寿子　昭和26年11月30日生
朴貴子　昭和52年11月５日生
朴知恵　昭和57年６月21日生
住所　名古屋市中村区並木１丁目71番地３
朴益男　昭和51年３月４日生
金愛　昭和52年２月21日生
朴珠寿　平成18年９月27日生
朴庵寿　平成21年６月４日生
朴惟寿　平成23年６月12日生
住所　愛知県蒲郡市三谷町東２丁目23番地
朴創真　平成17年２月12日生
住所　愛知県新城市日吉字井戸向29番地２
孫**成**二　昭和９年12月24日生
河鎭順　昭和11年２月28日生
住所　奈良県北葛城郡広陵町馬見南１丁目７番15号
林成基　昭和43年９月21日生
住所　静岡県浜松市南区三島町1113番地２
柏鳳　昭和50年５月20日生
住所　横浜市港北区大豆戸町755番地４
田家明　昭和43年１月４日生
住所　横浜市中区若葉町３丁目41番地２
馬穎　昭和47年12月15日生
住所　神奈川県藤沢市鵠沼神明１丁目２番１―305号
李鎭珠　昭和37年８月14日生
住所　川崎市高津区久末1594番地３
莫燕霞　昭和58年３月８日生
住所　神奈川県横須賀市富士見町２丁目38番地16
朴正花　昭和48年２月４日生
住所　川崎市川崎区浜町１丁目15番２号
朴太花　昭和50年３月29日生
住所　川崎市川崎区浜町１丁目15番２号
朴**炳**健　昭和52年３月24日生
住所　神奈川県愛甲郡愛川町中津6259番地
顧建　昭和55年６月12日生
住所　神奈川県平塚市見附町８番18号
朴丹　昭和56年10月23日生
住所　神奈川県秦野市戸川154番地３
プロム・ダーリン　平成４年９月８日生
住所　横浜市戸塚区平戸町1174番地１
トラン・バン・ソン　昭和37年３月25日生
ジュオン・クィン・ホア　昭和41年11月１日生
トラン・コック・カアン　平成７年９月22日生
トラン・クィン・フォン　平成11年８月26日生
住所　堺市北区東浅香山町４丁１番地15
金陽子　昭和56年12月18日生
住所　大阪府摂津市正雀本町１丁目20番30―205号
鐘勝　昭和43年11月16日生
住所　大阪市東住吉区西今川２丁目１番20号
金良信　昭和36年９月22日生
姜京希　昭和44年５月24日生
金由郁　平成10年１月16日生
金真明　平成12年１月４日生
金直也　平成13年12月11日生
住所　大阪府八尾市高美町１丁目１番１―803号
任愛華　昭和52年７月29日生
住所　大阪市東淀川区豊里４丁目７番27―402号
李明哲　昭和57年８月20日生
住所　大阪府高石市東羽衣１丁目９番21号
林和美　昭和10年５月29日生
林文子　昭和43年５月15日生
住所　大阪府高石市東羽衣１丁目８番28号
林宏明　昭和40年８月10日生
住所　堺市北区東上野芝町２丁551番地
林晃子　昭和43年５月15日生
住所　大阪府門真市北岸和田２丁目８番２―505号
李冬梅　昭和48年１月３日生
王雪微　平成５年10月16日生
王景也　平成14年10月１日生
住所　大阪市生野区林寺４丁目15番７号
金成福　昭和26年４月５日生
住所　静岡県富士市富士岡350番地１
石光　昭和59年５月10日生
住所　静岡県湖西市駅南２丁目１番17号
エリザンジェラ・メグミ・スミヤ・イソダ　昭和48年２月21日生
住所　愛知県日進市北新町北鶯13番地１
李諾佳　昭和47年12月８日生
住所　愛知県日進市北新町北鶯91番地５
李有功　昭和38年８月22日生
住所　愛知県日進市竹の山４丁目304番地
李雅資　昭和40年10月19日生
住所　愛知県長久手市杁ケ池506番地７
李雅博　昭和42年11月９日生
住所　東京都港区南青山１丁目３番１―1213号
李玲　昭和50年９月11日生

○外務省告示第百九十号

次の旅券は、旅券法第十九条第１項の規定により、平成二十五年五月二十一日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第１項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十五年六月三日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成25年５月21日	2009年２月18日	TH840970５

○財務省告示第百八十号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月三日

財務大臣　麻生　太郎

函館税関大船渡税関支署釜石出張所の項中「岩手県釜石市上中島町二―七―二六サンパルク二階」を「岩手県釜石市鈴子町十五―二」に改める。

○財務省告示第百八十一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月三日

財務大臣　麻生　太郎

函館税関大船渡税関支署釜石出張所の項中「岩手県釜石市上中島町二丁目七番三六号サンパルク二階」を「岩手県釜石市鈴子町十五番二号」に改める。

○国税庁告示第八号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月三日

国税庁長官　稲垣　光隆

別表特定非営利活動法人エキスパートチャリティアソシエーションの項中「藤本　慶光」を「髙橋　孝志」に改め、同表特定非営利活動法人樹恩ネットワークの項中「田中　　学」を「生源寺眞一」に改め、同表特定非営利活動法人世界遺産長崎チャーチトラストの項中「市川　森一」を「福地　茂雄」に改め、同表特定非営利活動法人日本エステティック機構の項中「奥野　貴司」を「福士　政広」に改め、同表特定非営利活動法人まちぽっとの項中「特定非営利活動法人まちぽっと」を「認定特定非営利活動法人まちぽっと」に改め、同表特定非営利活動法人Ｌｉｖｉｎｇ　ｉｎ　Ｐｌａｃｅの項中「東京都品川区八潮五丁目十番四九―一一一〇号」を「東京都渋谷区渋谷一丁目一七番１号」に改める。

○国税庁告示第九号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月三日

国税庁長官　稲垣　光隆

堺税務署の項中「南瓦町二番二十号」を「南瓦町二番二十九号」に改める。

○国税庁告示第十号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月三日

国税庁長官　稲垣　光隆

堺税務署の項中「南瓦町二番二十号」を「南瓦町二番二十九号」に改める。